

稅務監督局及稅務署職員特別任用
令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ候セラ榘密院ノ議ニ

付セラレムコトヲ請フ

明治四十一年四月十三日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望印

勅令第 號

稅務監督局及稅務署職員特別任用令

第一條 三年以上高等行政官トシテ稅

務ニ從事シタル者ハ本令施行後二年

ヲ限リ文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經

テ稅務監督官ニ任用スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル者ハ當分ノ内文官

高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ稅務監督

官補又ハ稅務官ニ任用スルコトヲ得

一 高等行政官トシテ 稅務ニ從事シ
タル者

二 五年以上 稅務ニ從事シ 判任官四
級俸以上ノ俸給ヲ受ケ 現ニ其ノ
職ニ在ル者

第三條 稅務屬ノ職ニ在リタル者ハ 稅
務監督局屬又ハ 稅務署屬ニ任用スル
コトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第二百四十八號、同年
勅令第二百四十九號及明治三十六年勅
令第一號ハ之ヲ廢止ス

臺灣總督府覆審法院書記長
特別任用令

右謹テ上奏シ恭ニシテ
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

明治四十一年四月十五日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

閣